大学への入構制限について

令和２年５月１５日

群馬県立女子大学

群馬県に対する緊急事態宣言が解除されましたが、群馬県から引き続き休業要請がありますので、５月１５日より、入構制限をレベル２とします。

制限レベル	レベルの説明	学生	専任教員	非常勤講師	授業の実施	左記以外の者
レベル１	感染症拡大が収束していると認められる状況	通常	通常	通常	通常	通常
レベル２	群馬県による大学等に対する要請があった時、大学危機対策本部が制限の必要を認めた時	大学に用件がない場合は、原則として入構禁止	学長が認めた者以外は、原則として入構禁止	原則として入構禁止	遠隔授業の方法により実施	事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止（運送事業者を除く）
レベル３	群馬県に緊急事態宣言が発令され、学校施設使用停止要請があった時、大学危機対策本部が必要と認めた時	入構禁止	学長が認めた者以外は、入構禁止	入構禁止	遠隔授業の方法により実施	学長が認めた者以外は、入構禁止